



交通事故事件犯罪事実作成 実務必携〔第2版〕

～道路交通法から交通関係特別法・刑法まで～

■ 交通事故・事件捜査実務研究会 編 ■ 東京区検察庁総務部長兼首席の検察官 草山哲明 監修

■ A5判 ■ ビニール上製 ■ 912頁 定価 4,290 円 (本体3,900 円+税10%)

本書のポイント

全1311例のリアルな記載例！道交法関係事件はこれ一冊で大丈夫！

道路交通法で考えられる、あらゆる犯罪事実の記載例を網羅。交通捜査官や交通取締官、地域警察官も実務で使える必携の一冊であり、その記載例の多さは類書に例を見ない。

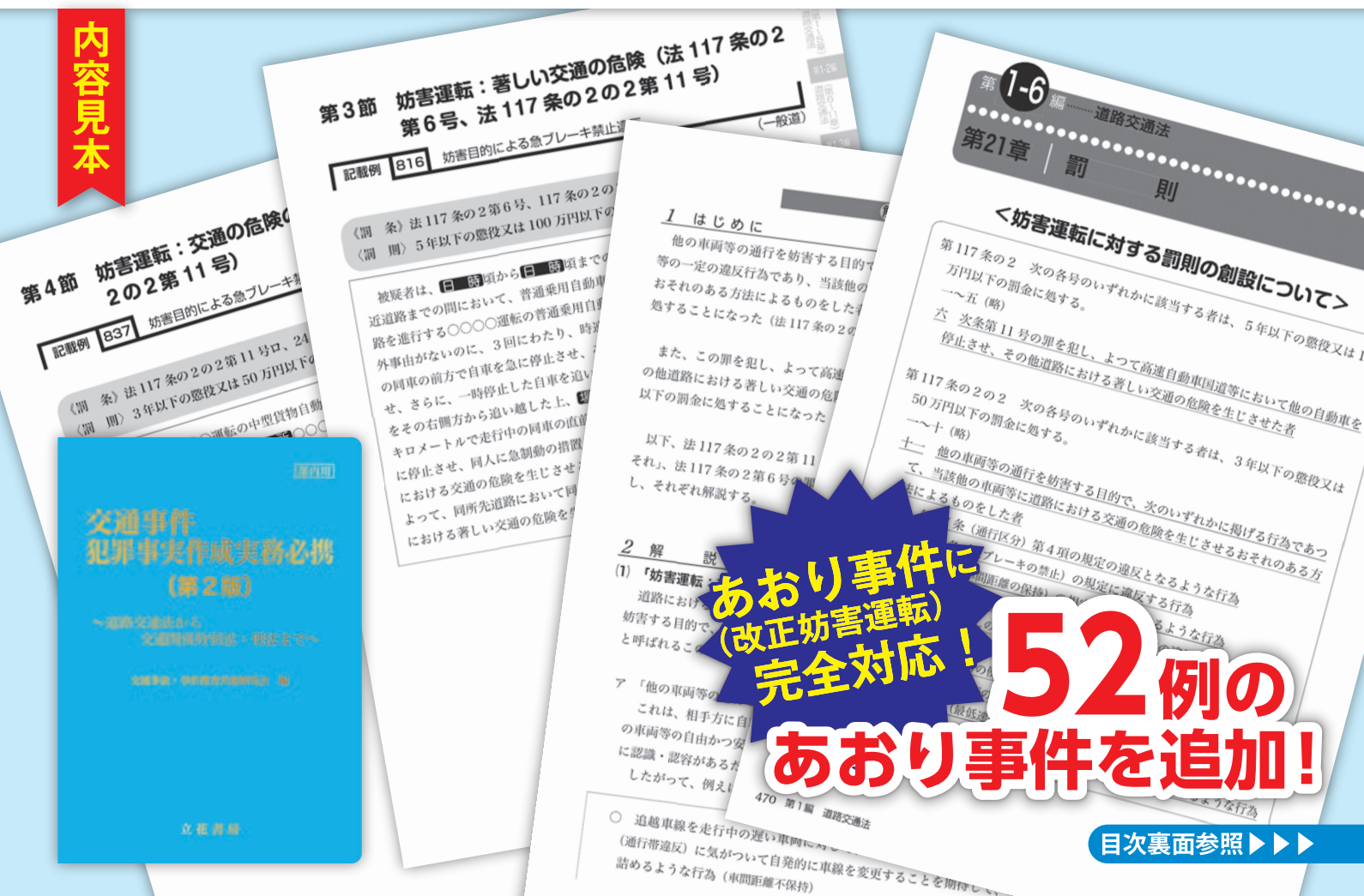
交通関係特別法や交通関連刑法も充実！

交通関係の特別法についても、実務で必要とされる部分は完全対応！ 免許証の偽造・行使等、交通関連の刑法犯についてもカバー！

検察官推奨の記載例だけでなく、現場の実情に合わせた書き方も掲載！

基本形 マークがついた検察官推奨の記載例に加えて、現場の実情に合わせた記載例も多数掲載しており、幅広く対応できる。

内容見本



あおり事件に
(改正妨害運転)
完全対応！
52例の
あおり事件を追加！

目次裏面参照▶▶▶

交通事件犯罪事実作成実務必携〔第2版〕

部内用

～道路交通法から交通関係特別法・刑法まで～

目次 (抜粋)

第1-1編 道路交通法

第1章 交通規制

- 第1節 公安委員会の交通規制 (法4条)
- 第2節 警察官等の交通規制 (法6条、75条の3)
- 第3節 信号機の信号等に従う義務 (法7条)
- 第4節 通行の禁止等 (法8条)
- 第5節 歩行者用道路を通行する車両の義務 (法9条)
- 第6節 行列等の通行 (法11条)
- 第7節 通行方法の指示 (法15条)

第2章 車両の交通方法

- 第1節 通行区分 (法17条)
- 第2節 左側寄り通行等 (法18条)
- 第3節 軽車両の並進の禁止 (法19条)
- 第4節 車両通行帯 (法20条、75条の8の2)
- 第5節 路線バス等優先通行帯 (法20条の2)
- 第6節 軌道敷内の通行 (法21条)

第3章 速度

- 第1節 最高速度 (法22条)
- 第2節 高速自動車国道の最低速度 (法75条の4)
- 第3節 急ブレーキの禁止 (法24条)

第4章 横断等

- 第1節 道路外に出る場合の方法 (法25条)
- 第2節 横断等の禁止 (法25条の2、75条の5)

第5章 追越し等

- 第1節 車間距離の保持 (法26条)
- 第2節 道路の変更の禁止 (法26条の2)
- 第3節 他の車両に追いつかれた車両の義務 (法27条)
- 第4節 追越しの方法 (法28条)
- 第5節 追越しを禁止する場合 (法29条)
- 第6節 追越しを禁止する場所 (法30条)
- 第7節 停車中の路面電車がある場合の停止 (法31条)
- 第8節 乗合自動車の発進の保護 (法31条の2)
- 第9節 割込み等の禁止 (法32条)
- 第10節 高速自動車国道の本線車道に入る場合等における他の自動車との関係 (法75条の6)

ほか

第1-2編 道路交通法

第6章 踏切の通過

- 第1節 踏切の通過 (法33条)

第7章 交差点における通行方法等

- 第1節 左折又は右折 (法34条)
- 第2節 指定通行区分 (法35条)
- 第3節 交差点における他の車両等との関係等 (法36条)
- 第4節 交差点における右折車両等の義務 (法37条)

第8章 横断歩行者等の保護のための通行方法

- 第1節 横断歩道等における歩行者等の優先 (法38条)
- 第2節 横断歩道のない交差点における歩行者の優先 (法38条の2)

第9章 緊急自動車等

- 第1節 緊急自動車の優先 (法40条)
- 第2節 消防用車両の優先 (法41条の2)

第10章 徐行及び一時停止

- 第1節 徐行すべき場所 (法42条)
- 第2節 指定場所における一時停止 (法43条)

第11章 停車及び駐車

- 第1節 停車及び駐車を禁止する場所 (法44条、75条の8)
- 第2節 駐車を禁止する場所 (法45条)
- 第3節 停車又は駐車の方法 (法47条、48条)
- 第4節 時間制限駐車 (法49条の3)
- 第5節 交差点等への進入禁止 (法50条)

ほか

第1-3編 道路交通法

第12章 灯火及び合図

- 第1節 車両の灯火 (法52条)
- 第2節 合図 (法53条)

第13章 乗車、積載及び牽引

- 第1節 乗車又は積載の方法 (法55条)
- 第2節 乗車又は積載の制限等 (法57条)
- 第3節 制限外許可証 (法58条)
- 第4節 積載物の重量の計測等 (法58条の2)
- 第5節 過積載車両に係る措置命令 (法58条の3)
- 第6節 過積載車両の運転の要求等の禁止 (法58条の5)
- 第7節 自動車の牽引制限 (法59条)
- 第8節 自動車以外の車両の牽引制限 (法60条)
- 第9節 危険防止の措置 (法61条)

第14章 整備不良車両の運転の禁止等

- 第1節 整備不良車両の運転の禁止 (法62条)
- 第2節 車両の検査等 (法63条)
- 第3節 運行記録計不備 (法63条の2)

ほか

第1-4編 道路交通法

第15章 運転者の義務

- 第1節 無免許運転 (法64条)
- 第2節 飲酒運転の禁止 (法65条)
- 第3節 過労運転等の禁止 (法66条)
- 第4節 危険防止の措置 (法67条)
- 第5節 共同危険行為の禁止 (法68条)
- 第6節 安全運転の義務 (法70条)
- 第7節 運転者の遵守事項 (法71条、75条の10、75条の11)
- 第8節 消音器の備付け (運転者の遵守事項) (法71条の2)

ほか

第16章 交通事故の場合の措置等

- 第1節 交通事故の場合の措置 (法72条)
- 第2節 救護措置妨害の禁止 (法73条)

第17章 使用者の義務

- 第1節 安全運転管理者等 (法74条の3)
- 第2節 自動車の使用者の義務等 (法75条)

第1-5編 道路交通法

第18章 道路の使用等

- 第1節 道路における禁止行為 (法76条)
- 第2節 道路の使用許可 (法77条)
- 第3節 許可の手続 (法78条)
- 第4節 違法工作物等に対する措置 (法81条、81条の2)
- 第5節 沿道の工作物等の危険防止措置 (法82条)

第19章 自動車及び原動機付自転車の運転免許

- 第1節 第一種免許 (法85条)
- 第2節 仮免許 (法87条)
- 第3節 免許の条件 (法91条、107条の4第3項)
- 第4節 免許証の携帯及び提示義務 (法95条1項・2項)

第20章 免許証の更新等

- 第1節 免許証の記載事項変更届 (法94条)
- 第2節 免許証の更新時の不申告 (法101条)
- 第3節 免許の効力の停止 (法103条の2)
- 第4節 免許証の返納等 (法107条)
- 第5節 国際運転免許証所持者の運転禁止等 (法107条の5)
- 第6節 国外運転免許証の返納等 (法107条の10)

第1-6編 道路交通法

第21章 罰則

- 第1節 信号機・標識の操作・移転・損壊の罪 (法115条)
- 第2節 過失建造物損壊 (法116条)
- 第3節 妨害運転：著しい交通の危険 (法117条の2第6号、法117条の2の2第11号)
- 第4節 妨害運転：交通の危険のおそれ (法117条の2の2第11号)
- 第5節 免許証不正取得 (法117条の2の2第12号)
- 第6節 免許証の譲渡・貸与 (法120条1項15号)

第22章 観念的競合

第23章 併合罪

第2-1編 交通関係特別法

第1章 道路運送法・貨物自動車運送事業法

- 第1節 無許可旅客運送事業 (白バス)
- 第2節 無許可貨物運送事業 (白トラ)
- 第3節 無許可旅客運送事業 (白タク)
- 第4節 有償運送 (白タク等)
- 第5節 不当料金收受
- 第6節 タクシー事業者の違反
- 第7節 トラック事業者等の違反
- 第8節 運送引受義務違反
- 第9節 事業計画変更違反
- 第10節 自家用自動車の所有者の不正
- 第11節 乗客の禁止行為
- 第12節 職務の執行妨害違反
- 第13節 一般乗合旅客自動車に投石
- 第14節 一般乗合旅客自動車に対する危険行為

第2章 貨物利用運送事業法

第2-2編 交通関係特別法

第3章 道路運送車両法

- 第1節 無登録自動車運行
- 第2節 ナンバープレート等の取り外し
- 第3節 扶消登録申請懈怠
- 第4節 ナンバープレートの表示義務違反
- 第5節 自動車台番号の塗まつ
- 第6節 臨時運行許可証等 (に関する不正)
- 第7節 整備管理者
- 第8節 無車検自動車の運行
- 第9節 自動車検査証
- 第10節 保安基準適合証の不正認証
- 第11節 保安基準不適合車両
- 第12節 保安基準適合証
- 第13節 自動車検査員
- 第14節 自動車特定整備事業
- 第15節 自動車登録番号標等の偽造・同行使
- 第16節 不正改造の禁止

第2-3編 交通関係特別法

第4章 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律

第5章 道路法

第6章 高速自動車国道法

第7章 自動車の保管場所の確保等に関する法律

第8章 駐車場法

第9章 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法

第10章 自動車損害賠償保障法

ほか

第3編 交通関連刑法

第1章 公務執行妨害罪

第2章 文書偽造罪

- 第1節 免許証の改ざん等
- 第2節 交通関係標章の偽造
- 第3節 免許証不正取得
- 第4節 車庫飛ばし
- 第5節 氏名詐称

第3章 犯人隠避罪等

第4章 公用文書毀棄罪

第5章 過失往來危険罪等

第6章 贈収賄

第7章 傷害罪・傷害致死罪・殺人罪等

第8章 詐欺罪

第9章 恐喝罪

FAXでのご注文は、切りとらずにそのままご送信ください。FAX 03-3233-2871

申込書

* 交通事件犯罪事実作成実務必携

～道路交通法から交通関係特別法・刑法まで～〔第2版〕

部内用

合計

部

ご所属名	庁	道府県
		(署・隊・課)

ご担当者名

(TEL :)

係名	氏名

係名	氏名

(ご記入いただいた個人情報は、購入申込み及びそれに伴うご連絡・弊社図書ご案内に利用させていただきます。)

*お申込みは合計部数だけでも承ります。



立花書房

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-28-2

TEL:03-3291-1561(代表) https://tachibanashobo.co.jp